

令和6年2月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和6年2月26日

令和6年2月総会議事録

開 会 期 日	令和6年2月26日（月）				
開 催 場 所	鳩山町役場301会議室				
開議及び宣言者	午後1時42分	会長（議長）金子茂雄			
閉議及び宣言者	午後2時35分	会長（議長）金子茂雄			
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠 員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	欠 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
参 与					
●事務局出席者					
・吉澤祐一 事務局長					
・村本亮 書記					
・馬場紫野 担当					

〔開会の宣言〕 午後 1 時 4 2 分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は 8 名、農地利用最適化推進委員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年 2 月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、6 番・根岸郁子委員、7 番・金井幸雄委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として会長を務める、鳩山町国保運営協議会に関して、1 月 31 日に、「入間福祉圏国保運営協議会 研修会」が開催され、2 月 7 日には第 4 回鳩山町国保運営協議会が開催されましたので、それぞれ出席いたしました。

また、2 月 15 日には農業委員会会長・事務局長会議にオンラインにより出席し、農業委員会の活動推進に関する説明の他、目標地図の素案作成について小川町等の事例発表が行われました。

以上、報告とさせていただきます。

◎金子会長

ここで、議事に入る前に、事務局より本日の総会資料について説明をお願いいたします。

◎書記

本日の総会資料でございますが、議案第 2 号から議案第 4 号までは関連した議案内容となっておりますことから、共通資料としてとりまとめてお配りしておりますので、各議案の資料と併せてご確認ください、ご審議くだるようお願いいたします。

また、議案第 6 号の追加書類も配布させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

[日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての資料番号 1 を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和6年2月9日受付。

資料番号1、大字赤沼[]、地目、畑、面積、317 m²。譲受人 []
[]。耕作地、13a、労働力、3。譲渡人 []。
転用目的：所有権移転。
面積合計、畑、317 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[]に事務所のある社会福祉法人でございます。

農地法の規定では、社会福祉法人による、農地の取得が可能となっております。

譲受人は、[]に約10aの所有農地があり、良好に耕作がされております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は、譲受人が運営する施設に近接した農地でございます。

現在は大部分が管理地となっておりますが、今後は譲受人の施設利用者等により、露地野菜を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

本申請地は、[]を[]から[]へ約[]m進んだ[]方面に位置する[]と[]に囲まれた農地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目上段の1枚であり、現在は管理・耕作がされております。

譲受人は現在[]に所有農地があり、施設利用者と共に耕作を行っております。

石井農業委員からご説明があった通り、農地法及び農地法施行令において「社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人」は農地法第3条の許可を受けられると規定されております。

本申請につきましては、作付計画や農業用機械の所有状況等を判断し特段問題は無いと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第2号から議案第5号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理

の小鷹委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後 1 時 5 0 分]

再開 [午後 1 時 5 1 分]

◎小鷹職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第 5 号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

[日程第 5、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について]

◎小鷹職務代理

日程第 5、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての資料番号 2 を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第 2 号から議案第 4 号につきましては譲渡人が同一である等、関連性がございますことを申し添えいたします。

◎書記

朗読します。議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否について。令和 6 年 2 月 9 日受付。

資料番号 2、大字小用 []、地目、畑、面積、1,297 m²。同じく []、地目、畑、面積、1,251 m²。同じく []、地目、畑、面積、753 m²。同じく []、地目、畑、面積、393 m²。同じく []、地目、畑、面積、1,745 m²。同じく []、地目、畑、面積、166 m²。同じく []、地目、畑、面積、730 m²。同じく []、地目、畑、面積、492 m²。譲受人 []

。耕作地、6,368a、労働力、2。譲渡人

転用目的：使用貸借権設定。

面積合計、畑、6,827 m²。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請地は、新たに「営農型太陽光発電設備」を設置し、パネルの下では耕作を行うための、耕作権に関する申請でございます。

譲受人は、先月の農業委員会総会で審議を行った、地内の営農型太陽光発電の耕作者と同一の法人であり、農地所有適格法人として全国的にサカキの栽培を行っております。

なお、この後審議される「農地法第3条の区分地上権」並びに「農地法第5条申請」と合わせて営農型太陽光発電設備の計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は、現在休耕地になっておりますが、今後は、譲受人の法人が使用貸借権を設定し、サカキ及びシキミの栽培を行う計画となっております。

なお、本申請地については、令和5年3月5日に、営農型太陽光発電に関する地元説明会が行われております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

添付させていただいた写真では1枚目の下段の3枚でございます。

写真をご覧いただくと、現在は管理地となっております。

本申請地は、共通資料の2ページに案内図がございますが、[]を[]から[]へ約[]m進んだ先を、[]へ曲がった[]の[]側に位置しております。

共通資料の26ページに作付図がございますが、本申請は、パネルの下部でサカキを作付けし、パネル下部以外のスペースではシキミの作付の他、耕作に必要な作業スペースとして使用する計画となっております。パネルの下部以外の部分の使用方法については、共通資料33ページの(2)イに記載がございます。

なお、太陽光発電設備に関する申請につきましては、この後審議をしていただきます。

農地法第3条申請につきましては鳩山町農業委員会で許可等を決定しますが、本案件は営農型太陽光発電設備に係る申請と関連があり、許可となる場合には、関連している農地法第5条の埼玉県の許可と合わせた許可日となる見込みです。

本申請の譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たしており、また認定農業者として耕作していることが確認されております。

譲受人は、先月、営農型太陽光発電の転用の更新申請を行った法人と同じ法人でございます。

なお、譲受人の耕作面積については、先月の申請内容が現状ではまだ許可となっていないことから反映されておられません。

以上補足説明とします。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

举手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

〔日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について〕

◎小鷹職務代理

日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和6年2月9日受付。

資料番号3、大字小用[]、地目、畑、面積、1,297 m²。同じく[]
[]、地目、畑、面積、1,251 m²。同じく[]、地目、
畑、面積、753 m²。同じく[]、地目、畑、面積、393 m²。同じく[]
[]、地目、畑、面積、1,745 m²。同じく[]、地目、畑、面積、166
m²。同じく[]、地目、畑、面積、730 m²。同じく[]、地目、畑、
面積、492 m²。譲受人 []
[]。譲渡人 []。

転用目的：区分地上権設定。

面積合計、畑、6,827 m²。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について説明いたします。

本申請は、太陽光パネルの下で耕作をする、営農型太陽光発電設備を新たに設置するための申請でございます。

区分地上権は、譲受人の法人が、土地の上空部分に営農型の太陽光発電設備を設置す

るために設定する権利でございます。本件は、議案第2号で審議をしていただいた農地についての申請となります。

なお、区分地上権の設定期間は3年となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

意見等は特にございません。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

まず、営農型太陽光発電設備の計画につきましては、パネルの下部で耕作をするための土地の耕作権の3条申請の他、パネルが占有する土地の上空部分に対する区分地上権の3条申請、パネルの支柱等を建てる部分に対する5条申請が必要となります。

本申請は、その内の区分地上権の設定に関する3条申請でございます。

事業説明については金子農業委員からいただいたところでございます。

添付させていただいた写真では議案第2号で審議をしていただいた農地と同様でございます。

本案件は議案第2号で審議をしていただいた農地に営農型太陽光パネルを設置するための区分地上権を設定するための申請でございます。

パネルの設置位置につきましては、共通資料20ページの土地利用計画図に記載がございます。

今回の営農型太陽光発電の申請に関する「5条申請」については、この後、審議をしていただく予定となっております。

また、本申請につきましても、営農型太陽光発電設備としての申請であり、許可となる場合には、関連している農地法第5条と合わせた許可日となります。

本申請につきましては、添付書類により、計画にあたっての理由や必要性も明記され、確認もできております。

以上補足説明とします。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎小鷹職務代理

吉岡委員。

◎吉岡委員

共通資料2ページの案内図を見ると、 の土地も塗りつぶされているのですが、計画地に含まれるのでしょうか。

◎小鷹職務代理

事務局お願いします。

◎書記

申し訳ございません。こちらの の土地は計画地に含まれておりません。共通資料1ページの位置図並びに2ページの案内図については も塗りつぶしがされているため、代理人を通じて修正対応を行わせていただきます。

◎小鷹職務代理

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

〔日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎小鷹職務代理

日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年2月9日受付。

資料番号4、大字小用[]、地目、畑、面積、1,297の内0.39㎡。
同じく[]、地目、畑、面積、1,251の内0.43㎡。同じく[]
[]、地目、畑、面積、753の内9.98㎡。同じく[]、地目、
畑、面積、393の内0.16㎡。同じく[]、地目、畑、面積、1,745の内0.39
㎡。同じく[]、地目、畑、面積、166の内0.05㎡。同じく[]、地
目、畑、面積、730の内0.26㎡。同じく[]、地目、畑、面積、492の内0.10
㎡。譲受人 []
[]。譲渡人 []。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、畑、11.76㎡。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条1項の規定に基づく申請について説明いたします。

本申請は議案第3号により区分地上権を設定した土地に対して太陽光発電設備を設置することによる、支柱部分等の農地転用申請でございます。

耕作は議案第2号の譲受人が行いますが、太陽光発電事業は本申請の譲受人が行うこととなります。

なお、賃借権の設定期間は、区分地上権設定と同様に3年となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。
意見等は特にございません。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。
議案第4号については、先程の区分地上権設定と関連する申請でございます。
事業説明については金子農業委員からいただいたところでございます。
添付させていただいた写真では議案第2号及び議案第3号で審議をしていただいた農地と同様でございます。
本申請では、敷地面積の内、耕作をすることが出来ない、支柱・引込柱・フェンスの部分が転用面積となります。
本案件は議案第2号で宮崎推進委員よりご説明がございましたが、令和5年3月に地元説明会を行っております。その後、町の太陽光に関する条例に基づき手続きが行われ、農地転用申請の書類が整ったことから、今回の申請に至りました。
共通資料の30ページ以降に、今後も含めた10年間の営農計画が添付されているほか、パネルの下での耕作は生育に支障がないことの資料も提出され、営農型太陽光発電設備の設置による影響はないことが確認できます。
申請に必要な添付書類は揃っており、計画についても確認ができております。
以上補足説明とします。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井委員

はい。

◎小鷹職務代理

石井委員。

◎石井委員

資料 6 ページの見積書で撤去費が計上されているのはなぜでしょうか。

◎小鷹職務代理

事務局お願いします。

◎書記

営農型太陽光発電は一時転用であり、営農をやめた場合には撤去が必要となるため、農地転用申請の際には、撤去費を見込んだ資金計画が必要であることが手続きの中で規定されております。

◎小久保委員

はい。

◎小鷹職務代理

小久保委員。

◎小久保委員

資料 13 ページに経済産業省の認定書がございますが、この認定はいつまで有効なのでしょうか。

◎小鷹職務代理

事務局お願いします。

◎書記

農地転用申請の段階では認定が有効であることが確認できますが、有効期間がいつまでなのかについては把握しておりません。

◎事務局長

こちらは FIT 法に関する認定でございますが、太陽光事業については認定の権利等を転売する事業者もおり問題視されている面があります。なお、FIT 認定後の事業進捗状況により認定を取り消すこともあると聞いております。

◎小鷹職務代理

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

〔日程第8、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎小鷹職務代理

日程第8、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年2月9日受付。

資料番号5、大字大豆戸[REDACTED]、地目、畑、面積、370 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：自己用住宅。

面積合計、畑、370 m²。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第5号、資料番号5の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から使用貸借権を設定して自己用住宅を建設するための申請です。

本申請地は、昨年5月に「農業振興地域整備計画」の変更申請があり、令和5年10

月に農用地区域から除外された農地でございます。

農地転用の 許可基準 の 農地区分 につきましては、第1種農地 でございますが、自己用住宅への転用は問題ありません。

譲受人は現在実家に居住しておりますが、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画し、
■の所有地から探したところ、本申請地での計画に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第5号、資料番号5の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、金子農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請地は、長年利用され、現在は管理がされております。

譲受人は現在、■の農業を手伝っており、住宅建築後も引き続き兼業で農業を行う予定となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目上段の1枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

申請地は■を■方面へ向かい、■を過ぎて、信号を■方面へ■した■側に位置する、第1種農地でございます。

先ほど金子委員からもご説明がありましたが、昨年農地転用申請に向けた除外申請がされている事等から、今回の農地転用申請に対しては、計画の実行性についても判断できると考え、農地転用の申請内容について事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5は許可相当とすることに決定いたしました。

◎小鷹職務代理

議案第5号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩〔午後2時24分〕

再開〔午後2時25分〕

◎金子会長

再開します。

引き続き会議を行います。

〔日程第9、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎金子会長

日程第9、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年2月9日受付。

資料番号6、大字大橋[REDACTED]、地目、田、面積、2,013 m²。同じく[REDACTED]

[REDACTED]、地目、田、面積、2,135 の内 244 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：農地改良。

面積合計、田、2,257 m²。農地区分：農業振興地域内・第2農地。

◎金子会長

この件につきまして、大橋・泉井地区担当の飯島農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎飯島委員

大橋・泉井地区担当の飯島です。

それでは、議案第6号、資料番号6の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[REDACTED]に本社を有し、農業や土木事業等を行っている法人でございます。

本申請は、申請地が道路よりも低く、耕作に不便をきたしていることから農地改良の申請に至りました。

農地区分につきましては、農業振興地域内の第2種農地で、一時的な農地転用は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第6号、資料番号6の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、飯島農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は長年休耕地となっておりますが、農地改良後は譲受人が利用権を設定し、麦を作付けする計画となっております。

なお、譲受人である法人は、農地所有適格法人として農業経営を行っている法人でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

はじめに、議案第6号の資料につきましては、先ほどご説明させていただきましたが、本日「登記簿謄本」「公図」を追加資料として配布させていただきました。こちらの資料につきましては、申請段階で申請地の分筆登記が完了していなかったことから、代理人には2月の定例総会までに書類が間に合わない場合には地籍等の確認ができないため、審議は保留にすると話をしておりましたが、2月22日に登記が完了し、書類が間に合いましたので資料を追加し、審議をお願いするものでございます。

それでは、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については飯島農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目下段の2枚でございます。写真を見ると、現在は休耕している農地でございます。

申請地については、[] から [] を過ぎて [] へ進んだ場所に位置する農地でございます。

資料8ページの公図及び15ページの現況図をご覧くださいと、隣接する [] の一部も計画地となっておりますが、隣接農地に摺りつけ、法面を少なくし、管理の効率を上げる計画のため、摺りつけを行う [] の一部、244㎡も、今回の申請地に含んでおります。

なお、[] は令和5年6月に別の事業者が農地法第5条による農地改良申請を行い、本年1月に完了している農地でございます。

また、資料16ページの断面図を確認いただくと、隣接の道路・水路境界より高くなる計画でございますが、被害防除や排水対策がされております。

作付計画書や工事計画書、資金計画書等必要な書類は添付されており、今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、計画の実行性や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6は許可相当とすることに決定いたしました。

〔日程第10、専決処分 of 報告について〕

◎金子会長

日程第10、専決処分 of 報告2件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告資料番号2の農業用施設2a未満について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。

令和6年2月8日受理。

報告資料番号1、大字小用[]、地目、畑、面積、29 m²。譲受人 []

[]。譲渡人 []

転用目的：庭敷地拡張。

報告2、農業用施設2a未満について。

令和6年2月9日受理。

報告資料番号2、大字赤沼[]、地目、畑、面積、199 m²。届出人 []

転用目的：農業用倉庫（迫認）。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

〔閉会の宣告〕 午後 2 時 3 5 分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和6年3月25日

会長 金子 茂雄 

職務代理 小鷹 隆石 

委員 根岸 郁子 

委員 金井 孝雄 